

有料貸出施設の利用にかかる 駐車場料金の減免について（2024年4月1日～） [障害者手帳等による減免]

次のいずれかの手帳をお持ちの方が、運転または同乗する車両を駐車する場合には、駐車料金の全額を減免します。

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 特定医療費受給者証

減免の手続き方法

- ・ 主催者様が対象者様（催事参加者）の手帳等を確認の上、
①ホール等利用許可書、②駐車券、③障がい者駐車場利用減免申請書をそろえて、2F施設受付に持参し、駐車券の減免処理を受けてください。
※利用当日の20時までにお持ちください。
※①②③がそろっていない場合は、減免処理を致しかねます。
- ・ 障がい者駐車場利用減免申請書には車種・車両ナンバーを記入し提出してください。

注意事項

- ・ 必ず主催者様が取りまとめてお持ちください。個別の対応はできません。
- ・ 減免手続きは必ず精算を行う前をお願いいたします。
料金を支払われてしまった場合にはいかなる理由があっても、返金手続きは致しかねます。
- ・ 減免手続きは必ず当日中をお願いいたします。後日のお申し出には対応致しかねます。
- ・ 満車の場合は駐車できません。（予約受付はありません）
- ・ 有料貸出施設の利用にかかる時間のみ対象です。
- ・ 有料貸出施設以外の利用者様は対象外となりますのでご了承ください。

詳細は2階管理事務所までお問い合わせください。